

中頓別町における『雪みち計画』

平成7年度

中頓別町雪みち計画協議会

1. 中頓別町の概要

1) 位置

中頓別町は、宗谷管内の東南に位置し、東南に歌登町、北は浜頓別町に接し、西及び西南方向は、天塩山脈をへだてて上川支庁管内の音威子府村と中川町、留萌支庁管内の幌延町と境している。

2) 地勢

中頓別町の中央部は秀峰ピンネシリ岳（704m）を中心とした山岳地で、南西部は標高500m前後の北見山脈、東部はポロヌプリ山（838m）をはじめとする高山をもつ山岳地が広く分布し、いずれも起伏状急峻で、これから発した頓別川、兵知安川の2つの川が中央部を北流し、多くの支流を合わせつつやがて1つの川となってオホーツク海に注ぎ、この流域が平坦地及び段丘地を形成して農業地帯となっている。

3) 気象

中頓別町の平均気温は約6度前後であるが、最高気温の極値は30度前後になることが多々ある。最低気温の極値も－20度～－30度にもなる寒暖の激しい地域である。

最深積雪量は約1m前後であるが、降雪日数は70日/年～100日/年前後で雪の日が多い。また、月別に見ると2月が一番多くなっている。

表1－1 気象

年次	気温（度）				最 深 積雪量 （cm）	雪の日 （日）
	平均	最高極値	最低極値	1 月中の 平均気温		
平成 元年	5.9	34.1	-24.4	-6.2	76	78
平成 2 年	6.3	30.9	-32.8	-10.9	106	86
平成 3 年	5.5	28.5	-27.2	-5.4	96	91
平成 4 年	4.8	28.5	-28.0	-8.2	110	97
平成 5 年	4.8	28.1	-23.5	-6.1	110	104

資料：稚内地方気象台中頓別観測所

4) 中頓別町の雪氷状況

中頓別町の月間最深積雪は、稚内地方気象台中頓別観測所のデータを使用し、過去10年間について表1-2のとおりになっている。

表1-2 月別最深積雪

単位：c m

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	全年
S59年	30	78	143	171	154	95	171
60年	58	91	136	164	177	132	177
61年	58	100	162	146	138	114	162
62年	38	64	98	99	119	76	119
63年	37	60	69	76	57	25	76
H元年	7	65	105	106	85	32	106
2年	8	46	62	84	96	50	96
3年	45	52	70	110	78	27	110
4年	36	59	84	96	110	55	110
5年	36	81	114	125	153	120	153

資料：稚内地方気象台中頓別観測所

5) 人口と世帯

中頓別町の人口は、昭和25年頃（7,592人）をピークに徐々に減少し、平成2年の国勢調査では、3,056人となっており、対比減40%である。

世帯数については、昭和35年頃が最多世帯数でその後、鈍化傾向を示しておりながらもここ2、3年の人口数とは対照的に数字が横這いを示している。これは家族構成の核化を顕著に示しているものである。

なお、中頓別町の平成6年度（平成7年3月現在）の人口は、2,793人、世帯数は1,118世帯となっている。

6) 施設

(1)教育施設

ゆとりのある学習環境を整え、児童生徒の心身の健全な発達と充実した教育の推進に努め、教育・教具や学校施設の充実を図り、教育環境の整備充実に努めている。

本町の教育施設として中頓別幼稚園、中頓別小学校他3校、中頓別中学校他1校がある。

(2)医療施設

本町の医療施設は、国民健康保険病院と歯科診療所、保険センターがあり、最深の医療機器を導入し、優れたスタッフを確保し、町民の医療にあたっている。

保健センターでは、健康相談やリハビリ、各種検診が行われ、健康づくりの拠点になっている。毎年2月には「健康づくり講座」を開催し、健やかに長生きできる町づくりを目指している。

(3)消防施設

消防施設は、表1-3に示すとおりである。

表1-3 消防施設

平成7年4月現在

区分	消防職員	消防団	消防団員	消防機械				消防水利	
				消防ポンプ	救急車	可搬ポンプ	その他車両	消火栓	貯水槽
中頓別消防支署	12	3	77	6	1	4	1	60	14

資料：南宗谷消防組合中頓別支署

(4)福祉施設

福祉については、「福祉の町」を目指し、お年寄りや障がいを持った人が安心して住める町づくりを進めている。精神薄弱者福祉施設「天北厚生園」では、平成3年度に重度棟を新設し、園生の心体の状況に応じた福祉を目指している。

本町の福祉施設は他に特別養護老人ホーム「長寿園」がある。

7) 中頓別町のまちづくりの基本構想

中 頓 別 町 民 憲 章

私たちは、道北のきびしい自然環境の中にきたえられ強く生きぬく中頓別町民です。
神秘的な鍾乳洞をもち、緑したたる山林と酪農郷建設のため、この憲章を定めました。

- ♣ 私たちは、みんなで話し合い、教養と善意にみちた町にしましょう。
- ♣ 私たちは、健康で良く働き、明るい町にしましょう。
- ♣ 私たちは、みんなできまりを守り、住みよい町にしましょう。
- ♣ 私たちは、自然を愛し文化をそだて、豊かな町にしましょう。
- ♣ 私たちは、若者に希望を、おとりよりにやすらぎを与える町にしましょう。

中 頓 別 町 の 将 来 像

美しく整備された市街地には多くの人々の明るい声が飛び交い、活力と自信に満ちた社会生活が営まれ、豊かで潤いのある生活をおくっており、商店街には多くの町民や観光・レジャー客、近隣住民からの来町者が満ち溢れて活発な商業活動が展開されている。

町内には老若男女が生き生きとして活動し、学習やスポーツに励み多くの交流と充実した医療・福祉対策が展開されており、誰もが安心して暮らせる地域社会が構成されている。そして、産業は酪農を中心に恵まれた自然資源が効率的・効果的に活用され、地場産業と企業誘致による活力の満ちた産業振興と官民共同による自然資源型の開発が進み”中頓別らしい”まちづくりと町民が望む「すみよいまち・中頓別」が実現される。

このような将来像に向かって行政と町民が一体となり、日本一を目指したまちづくりを推進していくためのキャッチ・フレーズを定める。

2. 中頓別町における”雪みち計画”基本プラン

1) 目的

積雪地域においては、冬期間、歩道は降り積もった雪と車道除雪による雪の押し上げ及び屋根から下ろされた雪等の体積場所となって、歩行が困難または不可能となってくる。これでは歩道の機能を果しえないばかりでなく、歩行者が車道を歩くことにより、交通安全面でも問題になってくる。また、積雪期においては、自転車、二輪車交通が徒歩あるいは公共交通機関に転換することとなり、これら公共交通機関を利用するための移動手段としての徒歩交通を含め、冬期歩行者空間を確保することはますます重要と考えられる。

よって、各道路管理者及び地域住民は、冬期歩行者空間を確保するため”雪みち計画”の基本方針に関する事項を定め、道路利用者の安全確保や、道路の利用効率の向上に資することを目的とする。

2) 計画の範囲

歩道の除排雪は、(その目的、能力から)各道路管理者あるいは住民によりさまざまなサービス水準で行われているのが現実である。しかし、今後の歩道除雪においては個々の除排雪方法が独自にサービス水準の向上を目指すのではなく、画的な歩行者空間を確保するといった視点(計画)に基づいてそれぞれを位置づけ、それぞれの役割と確保するサービス水準を定めるべきである。そのため、雪みち計画に関連するさまざまな事象、施策を組み合わせる総合的、計画的に推進することにより快適な歩行者空間を確保する。

”雪みち計画”における計画対象路線は、基本的に全町の道路すべてを対象ということになるが、重点的、効率的な除排雪という面で、その地域の冬期歩行者の実態を踏まえ、人口が集中する地域を主体に選定し、全体を『網』として機能するように配慮する。計画区域としては、人口の集積、収容性が低い地域なども含んでいるため冬期間の快適なまちづくりとしては、人口が集中する地域内の家屋が連担する市街部について考えることとする。

3) 計画の期間

計画を実行性あるものとするためには、地域の実態に即したものとする必要がある。したがって当計画については下記のとおり段階的に進めることを目標とするが、計画策定にあたっては北海道開発局、北海道、中頓別町と相互に連携を保ちながら進めるものとする。

第一段階・・・”雪みち計画”対象路線のうち、歩行者のネットワークを基に路線の重要度、優先度及び緊急性を配慮し、当面54%の整備率を目指し事業を実施する。
目標は平成11年度とし、これを短期計画として位置づけする。

第二段階・・・第一段階からはずれた対象路線に対し、各生活圏を相互に結ぶ幹線道路の歩行者空間を確保するため、”雪みち計画”の整備完成を目指すものであり、社会的、経済的状況変化に伴い、さらにサービス水準の向上を目指す事とする。
目標を平成12年度以降としてこれを長期計画として位置づけする。

4) 歩道除雪のレベルと出勤基準

道路構造、気象条件及び除雪体制を勘案し、地域の実情にあった達成可能な出勤基準を設定する。

(1) 歩道除雪出勤基準

- 連続降雪深が7～10cmに達したら除雪を開始する。地吹雪等による吹溜り状況が発生し、人・車両が通行困難と判断された時や、自治連合会から地域別に除雪要請があった時、その他特別な事情が発生した時にも除雪を行う。
- 除雪出勤時間は除雪サービス水準により、重要度の高い路線を優先させ出勤する。

(2) 歩道除雪サービス水準

- 除雪幅は歩行者の占有幅を0.75mと考え、歩行者のすれ違いが可能となる1.50mを基準とする。
- 除雪後の残雪は、原則として5cm以下とする。
- 除雪の優先順位は、通園・通学路を優先とする。
- 計画路線対象の除雪出勤時間は、全区間を通勤・通学に支障を生じないように除雪を終了させる時間とする。
- 計画対象路線の除雪サービス水準は、全区間”Aランク”とするが、気象条件を勘案し、方歩道を当面”Bランク”に位置づけ複数ランクをつけた区間を定めてもよい。歩道除雪サービス水準は概ね表2-1のランク別として扱う。

表2-1 歩道除雪サービス水準

	歩道除雪の内容		視点	出勤基準	路面管理	条件
A	早朝 除雪	通勤・通学に支障を生じない歩道空間の確保	二次生活圏の都市中心部 及び通園・通学路	連続降雪深 7～10cm	残雪量 5cm以下	道路構造上除雪作業が 容易である
B	昼間 除雪	日常の買い物など一般的な生活路線として支障を生じない歩道空間の確保	一次生活圏の都市中心部 及び相互の幹線道路	連続降雪深 7～10cm	残雪量 5cm以下	道路構造上比較的除雪 作業が容易である
C	連続降雪 後除雪	2～3日程度の降雪のおさまった時など広域的な歩道の空間確保	基礎集落圏地域及び自動車交通量の少ない路線	積雪深 10cm以上	残雪量 5cm程度	道路構造上比較的除雪 作業が困難である
D	その他	積雪の落ち着いた時、または春先など比較的冬期間に利用度が低い歩道空間の確保	夏期レクリエーション施設の連絡路など冬期間の歩行者が少ない路線	—	—	—

5) 除雪機械の整備計画

工法には、歩道上で除雪する工法と車道から除雪する工法がある。

計画対象路線はほとんど人口集中地域を中心とした市街区域の範囲にある。現在、中頓別町では、国道及び道道の歩道除雪は歩道用搭乗式小型除雪機で行っているが、町道においては歩道用搭乗式除雪小型機を所有していないため、大型ロータリーや除雪ドーザを代用している。歩道の構造、道路附属物の設置状況、占有物件の状況などから見て、大型の除雪機械を歩道に乗り入れて除排雪作業を完全に行うことは大変難しく、交通安全面からも問題になってくる。そこで今後は歩道の完全除排雪のために歩道用搭乗式小型除雪機を利用した工法に移行していく計画である。また、住民の一部にはハンドガイド式除雪機を用いて、自主的に玄関や車庫前の除雪を行っている。

整備台数については、歩道区間と除雪機械の管理者別の稼働実態を把握して、計画的な歩道の新設、増設に伴う除雪延長に対する必要台数を割り出し、当該機関に除雪機械を新規購入して民間への増強を図る事とする。

6) 施設整備計画と整備手順

現在、歩道に用いられている除排雪手法は、一時的に機械除雪を含め、流雪溝、流雪パイプ、ロードヒーティング、無雪空間を作り出すアーケード等があるが、いずれの工法も地理的条件（土地勾配・水源・排水路）、自然条件（気象）、経済的条件（設備コスト・維持コスト）等の問題がある。

- 歩道設置計画について・・・・・・・・・・現在、中頓別町においては具体的な歩道の敷設計画はないが、交通に対する重要性を考え、幹線道路、バス路線、通学路における積極的な歩道の設置及び整備を図る。
- 流雪溝・消雪施設整備について・・・・・・現在、中頓別町においてはこれらの施設の設置計画はされていないが、地理的条件及び財政的条件が揃えば将来計画として流雪溝及び消雪施設の要件など諸問題を考慮しながら検討をできる状態にする。
- 商店街の整備について・・・・・・・・・・中心市街地・住宅団地内の地域住民、企業の協力により地域が主体となった除排雪を行い、将来「雪のない地区」の実現に努める。

7) 住民協力のあり方

”雪みち計画”の実現については、地域住民に密着する問題であり、沿道住民の協力を得る努力をすることが重要な課題になる。

”雪みち計画”の実現にあたっては、行政と住民の役割分担を明確にしつつ、住民の要望を取り入れ、また積極的に住民協力を組み入れていくことが必要である。

現在、中頓別町では町道の除排雪はすべて町が実施しているが、老人世帯（独居老人世帯含む）、身障がい等の住宅までの私道除雪は、町内会、中頓別町建設協会の協力によって行われており、歩道の完全除排雪を行うことは財政的に極めて困難であることを広く地域住民に周知徹底することが必要であり、住民協力なくしては快適な雪みち確保はありえないことを今後、町の広報誌あるいは町内会、各団体の会合等で広報活動を行うこととする。

8) ”雪みち計画”協議会の設立

中頓別町の現況を上記で示したが、これらの現況を勘案し、中頓別町の”雪みち計画”を制定するものとするが、それにさきだち、”雪みち計画協議会”を下記のメンバーによって設立し、基本方針の中でその位置づけを明確にするものである。

”雪みち計画”協議会名簿

区分	所属	役職名
会長	中頓別町	町長
副会長	稚内開発建設部浜頓別道路総合事務所	所長
副会長	稚内土木現業所歌登出張所	所長
委員	枝幸警察署中頓別駐在所	所長
委員	中頓別町自治会連合会	会長
委員	中頓別商工会	会長
委員	中頓別町農業協同組合	組合長
委員	中頓別町小学校	校長
委員	中頓別町中学校	校長
事務局長	中頓別町	建設課長

雪みち計画協議会規約

(名称)

第1条 協議会は、「雪みち計画協議会」(以下、「本会」と称する。)という。

(目的)

第2条 本会は、地域の特性・創意を生かし「歩道除雪実施要領」に基づいて、「冬期歩行者空間確保計画」を効果的に推進するため、調査研究を行うとともに整備計画を策定し事業の円滑化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本目的に関係ある官庁及び地元住民代表で組織する。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 「雪みち計画」の策定に関する基本方針を提示する。
- (2) 確保すべき歩行者空間ネットワークの方針。
- (3) 住民協力のあり方を定める。
- (4) その他本会の目的に必要なと認められる事項。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置くものとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会長は、協議会を代表する

副会長は、会長を補佐し、会長が事故のある時にはその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議の開催。

- (1) 会議は、会長が必要と認めたときに招集する。
- (2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- (3) 会長は必要に応じ他の官公署、団体、学識経験者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、中頓別町役場建設課に置き事務局長は建設課長とする。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に沿って定める。

附 則 この規約は平成7年4月1日から施工する。

3. 整備計画

雪みち計画区域の設定は、既設の除排雪工法及び歩道現況と共に、冬期の利用圏あるいは町内会や小中学校区のような既存の地区区分を考慮し、バス停等の公共交通機関、更に現行の交通規制の実態に留意して決定する必要がある。

1) 道路整備の現況

(1) 町内の国道は275号の1路線であり、中頓別町内の道路延長は34.6 kmで表3-1が現況である。

(2) 町内の道道は主要道道美深中頓別線、一般道道豊富中頓別線その他4路線で総延長40.4 kmに対し、道道としての歩道延長は、2.9 kmで、歩道延べ延長は、3.7 kmを有している。

(3) 町道は、中頓別弥生線他151路線で供用実延長は159.9 kmである。町内の歩道は10.3 km（延べ延長12.5 km）を有している。

表3-1 中頓別町の道路整備状況（平成6年度）

路線名	町内道路延長	代表幅員	町内歩道延長	歩道延べ延長	歩道幅員の範囲
国道1路線	34.6 km	5.5m	14.7 km	18.2 km	2.0～3.0m
主要道道1路線	18.4 km	5.5m	2.3 km	3.1 km	1.5～2.5m
一般道道5路線	22.0 km	5.5m	0.6 km	0.6 km	1.5～3.5m
町道152路線	159.9 km	5.5m	10.3 km	12.5 km	1.5～3.5m

2) 除排雪の現況

中頓別町の歩道除雪の現況としては、表3-2の通りである。国道は歩道延べ延長18.2 kmに対し、18.2 kmの除雪で100%、道道は歩道延べ延長3.7 kmに対し3.7 kmの除雪で100%、町道の歩道延べ延長12.5 kmに対し12.5 kmの除雪で100%となっている。ただし、町道の歩道は大型ロータリー等で除雪可能な部分のみであり、今後、歩道用搭乗式小型除雪機で除雪を行う。

表 3－1 中頓別町の冬期除雪現況（平成 6 年度）

路線名	町内道路延長	車道除雪延長	町内歩道延長	歩道延べ延長	歩道除雪延べ延長
国道 1 路線	34.6 k m	34.6 k m	14.7 k m	18.2 k m	18.2 k m
主要道道 1 路線	18.4 k m	18.4 k m	2.3 k m	3.1 k m	3.1 k m
一般道道 5 路線	22.0 k m	22.0 k m	0.6 k m	0.6 k m	0.6 k m
町道 1 5 2 路線	159.9 k m	90.0 k m	10.3 k m	12.5 k m	(12.5 k m)

() は除雪ドーザー、大型ロータリーで除雪

3) 計画区域の選定及び計画区域図（別図 3）

道路整備の状況、除排雪の現況、社会施設の現況をもとに計画区域の選定を行う。

既設の地域区分として町内会、小、中学校通学区域については、町全体の人口の 69 % が市街地区域に集中しており、公共施設、商業施設についても大部分が市街地区に集中していることから、重点的、効率的な除排雪を行うために、人口集中地域を中心に計画区域として決定した。

特に人口の密集する市街中心部及びその周辺地域を重点地域とし、計画を推し進めることとした。

4) 計画路線の選定及び整備計画図（別図 3）

対象路線としては、交通の質的な重要度に着目し、バス路線等の公共性の重視、公共施設立地との連携の確保、道路網の形態上重要な路線の重視、都市機能別ネットワークの確保等が考えられる。

具体的には、別表（表 3－3）の通りである。交通量、利用度の大小、バス路線、市街性、通学路、広域性など質的な重要度、公共施設などの連絡を重視した地域の状況を勘案し、上、中、下の三段階で各項目にランクをつけ、路線別の特性を図った。

更に、歩行者のネットワークから、路線の特性、重要度により歩道設置及び除雪区間の拡大を短期（平成 11 年度整備完）、長期（平成 12 年度以降）として段階的に整備を行うものとする。

表 3－3 対象路線一覧

※凡例 ◎上 ○中 △下

路線		交通量（12h）		路線の特性							
No	路線名	歩行者 交通量	車道 交通量	利用度	バス 路線	通学路	公共 施設	市街性	広域性	団地内 幹 線	ランク
1	国道 275号	600	1,000	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	A
2	道道 美深中頓別線	500	600	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	A
3	〃 中頓別停車場線	400	400	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	A
4	町道 中頓別弥生線	400	380	◎	◎	◎	◎	○	○	△	A
5	〃 1条仲通り線	500	300	◎	○	○	◎	◎	◎	△	A
6	〃 1条通り線	500	400	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	A
7	〃 2条通り線	550	450	◎	◎	○	◎	◎	◎	○	A
8	〃 4条通り線	500	300	◎	○	◎	○	◎	◎	○	A
9	〃 6条通り線	350	300	◎	◎	◎	○	◎	◎	△	A
10	〃 あかね1条通り線	100	150	○	○	○	◎	◎	○	△	C
11	〃 あかね2条通り線	100	150	○	○	○	○	◎	○	△	C
12	〃 あかね3条通り線	130	150	○	○	○	○	○	○	△	C
13	〃 あかね4条通り線	100	150	○	○	○	○	○	○	△	C
14	〃 あかね5条通り線	120	150	○	○	○	○	○	○	△	C
15	〃 あかね6条通り線	120	160	◎	○	○	○	○	○	○	C
16	〃 2丁目線	200	180	○	○	○	○	◎	◎	△	B
17	〃 4丁目線	350	350	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	B
18	〃 あかね1号線	150	160	◎	◎	○	○	○	○	◎	C
19	〃 6丁目線	360	300	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	B
20	〃 あかね2号線	350	320	◎	○	○	○	○	○	○	B
21	〃 7丁目線	350	250	◎	◎	○	◎	◎	◎	○	A
22	〃 8丁目線	400	350	◎	○	○	◎	◎	◎	△	A
23	〃 9丁目線	300	280	◎	○	○	◎	○	○	△	B
24	〃 10丁目線	350	300	◎	○	○	○	○	○	△	B
25	〃 中頓別駅向線	150	250	○	○	△	△	△	△	△	B
26	〃 あさひ1丁目線	100	150	○	○	○	○	○	○	△	C
27	〃 あさひ2丁目線	100	150	○	○	○	○	○	○	○	C
28	〃 あさひ1条通り線	130	200	○	○	◎	○	○	○	△	C
29	〃 中頓別駅前線	350	380	○	○	△	○	○	○	△	B
30	〃 新ふるさと通り線	100	150	○	○	○	○	○	○	○	C
31	〃 旭台宮下線	100	200	○	△	△	△	△	△	△	C

5) 整備プログラム

(1) 整備プログラムの総括

対象路線の選定の項で設定したネットワークの区間別に、プライオリティランク（優先順位）、除雪手法、事業主体及び住民協力の形態を短期、長期別に策定し表 3－5 にまとめた。これを当該期間で進捗率を算定し表 3－4 にまとめ統括表とした。

表 3－4 整備プログラム総括表

単位：m

	整備計画 歩道のべ 延長	計画除雪 のべ延長	除雪現況			短期			長期		
			機械 除雪	特殊 施設	進捗率	機械 除雪	特殊 施設	進捗率	機械 除雪	特殊 施設	進捗率
国 道	1, 980	1, 980	1, 980		100%			%			%
道 道	2, 158	2, 158	2, 158		100%			%			%
町 道	11, 061	11, 061	(11, 061)		(100%)	4, 096		37%	6, 995		100%
合 計	15, 199	15, 199	4, 138		27%	4, 096		54%	6, 995		100%

※ () 内は一部、大型ロータリー等で除雪している。 (上段) 当初計画、(下段) 実施

表中、歩道のべ延長とは、計画最終年度における全歩道の設置のべ延長である。除雪延長とは、機械除雪に特殊施設を加えた総のべ除雪計画延長である。進捗率とは、計画除雪のべ延長に対する除雪実施済延長の対比である。

(2) 現況（平成 6 年度既設）現況図一別図 2

冬期歩道の現況は、平成 6 年度供用区間については、事業途中年度にあたる路線であっても既設として扱い、随時供用する年度を待って、短期、長期に分類して表を作成している。計画除雪のべ延長に対する除雪率については、国道 100% が整備され、また道道も 100% が整備されている。また町道では一部、大型ロータリー除雪機を代用し除雪を行い 100% の整備がなされているが、大型除雪ロータリー等を使用することにより歩道縁石、ロータリーのフロアが著しく損傷される場合があるため、今後、歩道用搭乗式小型除雪機による歩道空間の確保に切り替え、これらの問題を解決していきたい。

(3)短期計画（平成7年度～平成11年度）別図3

短期計画による機械除雪区間については、国道、道道とも100%整備済であるため、町道についてだけである。その町道については、中頓別弥生線の480m、1条通り線の983m、7丁目線の530mなどこれらを含めた8路線、延べ4,096mの除雪区間が整備されることになる。

これらの路線を即年除雪、実施することにより幹線道路に直結し、バス停、通学路、公共施設及び商業施設の連絡路に接続するため、広域的に重要度の高い特徴を示す歩道が完了することになる。

その結果、当面目標とする計画対象路線における除雪区間の54%の整備が達成される。

(4)長期計画（平成12年度以降）別図3

長期計画による機械除雪区間については、歩道の新設はないが町道について短期計画で整備できなかった6丁目線の1,181m、中頓別駅向線の673m、中頓別駅前線の931mを含め19路線延べ延長6,995mを整備することによって、当計画対象区域における冬期歩行者空間確保の整備計画が完了することになる。

これによって長期計画は一応完了するが、今後いろいろな施設、住宅の集中などによりますます整備が要求される。したがって除雪機械の向上、地域住民の協力を得て進めなければならない。

(5)その他

当計画対象路線の歩道除雪サービス水準は”Aランク”と位置づけされているが、除雪機械の稼働性及び気候の変化等により”Bランク”にさげて除雪を行わなければならない状況となるが、出来るかぎり水準ランクを保ち歩道空間の確保に努める。

表3-5 No.1 整備プログラム

路線		平成6年度歩道現況(既設)							短期計画(7年度～11年度)							長期計画(12年度以降)							計			
No.	路線名	ランク	歩道設置 延 長	歩道のべ 延 長	歩道除雪 延 長	除排雪 手 法	事業 主体	住民 協力	歩道設置 計 画	歩道のべ 延 長	歩道除雪 計 画	除排雪 手 法	事業 主体	住民 協力	目標 水準	歩道設置 計 画	歩道のべ 延 長	歩道除雪 計 画	除排雪 手 法	事業 主体	住民 協力	目標 水準	歩道設置 区 間	歩道のべ 延 長	雪みち計 画	%
1	国道 275線	A	1,220	1,980	1,980	機械除雪	国	無															1,220	1,980	1,980	100
計			1,220	1,980	1,980																		1,220	1,980	1,980	
2	道道 美深中頓別線	A	810	1,620	1,620	機械除雪	道	無															810	1,620	1,620	100
3	" 中頓別停車場線	A	269	538	538	機械除雪	道	無															269	538	538	100
計			1,079	2,158	2,158																		1,079	2,158	2,158	
4	町道 中頓別弥生線	A	480	480	(480)	機械除雪	町	無			480	機械除雪	町	無	A								480	480	480	100
5	" 1条仲通り線	A	219	219	(219)	機械除雪	町	無			219	機械除雪	町	無	A								219	219	219	100
6	" 1条通り線	A	617	983	(983)	機械除雪	町	無			983	機械除雪	町	無	A								617	983	983	100
7	" 2条通り線	A	554	1,109	(1,109)	機械除雪	町	無			1,109	機械除雪	町	無	A								554	1,109	1,109	100
8	" 4条通り線	A	257	257	(257)	機械除雪	町	無			257	機械除雪	町	無	A								257	257	257	100
9	" 6条通り線	A	169	169	(169)	機械除雪	町	無			169	機械除雪	町	無	A								169	169	169	100
10	" あかね1条通り線	C	150	150	(150)	機械除雪	町	無										150	機械除雪	町	無	A	150	150	150	100
11	" あかね2条通り線	C	20	20	(20)	機械除雪	町	無										20	機械除雪	町	無	A	20	20	20	100
12	" あかね3条通り線	C	183	200	(200)	機械除雪	町	無										200	機械除雪	町	無	A	183	200	200	100
13	" あかね4条通り線	C	167	167	(167)	機械除雪	町	無										167	機械除雪	町	無	A	167	167	167	100
14	" あかね5条通り線	C	319	319	(319)	機械除雪	町	無										319	機械除雪	町	無	A	319	319	319	100
15	" あかね6条通り線	C	333	333	(333)	機械除雪	町	無										333	機械除雪	町	無	A	333	333	333	100
16	" 2丁目線	B	157	157	(157)	機械除雪	町	無										157	機械除雪	町	無	A	157	157	157	100
17	" 4丁目線	B	352	437	(437)	機械除雪	町	無										437	機械除雪	町	無	A	352	437	437	100

※()内は除雪ドーザ、大型ロータリーで除雪している。

【<上段>当初計画】
【<下段>実 績】

【<上段>当初計画】
【<下段>見直計画】

表3-5 No.2 整備プログラム

路線		平成6年度歩道現況(既設)							短期計画(7年度～11年度)							長期計画(12年度以降)							計			
No.	路線名	ランク	歩道設置 延 長	歩道のべ 延 長	歩道除雪 延 長	除排雪 手 法	事業 主体	住民 協力	歩道設置 計 画	歩道のべ 延 長	歩道除雪 計 画	除排雪 手 法	事業 主体	住民 協力	目標 水準	歩道設置 計 画	歩道のべ 延 長	歩道除雪 計 画	除排雪 手 法	事業 主体	住民 協力	目標 水準	歩道設置 区 間	歩道のべ 延 長	雪みち計 画	%
18	町道 あかね1号線	C	170	170	(170)	機械除雪	町	無										170	機械除雪	町	無	A	170	170	170	100
19	" 6丁目線	B	591	1,181	(1,181)	機械除雪	町	無										1,181	機械除雪	町	無	A	591	1,181	1,181	100
20	" あかね2号線	B	119	119	(119)	機械除雪	町	無										119	機械除雪	町	無	A	119	119	119	100
21	" 7丁目線	A	530	530	(530)	機械除雪	町	無			530	機械除雪	町	無	A								530	530	530	100
22	" 8丁目線	A	174	349	(349)	機械除雪	町	無			349	機械除雪	町	無	A								174	349	349	100
23	" 9丁目線	B	424	424	(424)	機械除雪	町	無										424	機械除雪	町	無	A	424	424	424	100
24	" 10丁目線	B	260	260	(260)	機械除雪	町	無										260	機械除雪	町	無	A	260	260	260	100
25	" 中頓別駅向線	B	673	673	(673)	機械除雪	町	無										673	機械除雪	町	無	A	673	673	673	100
26	" あさひ1丁目線	C	120	120	(120)	機械除雪	町	無										120	機械除雪	町	無	A	120	120	120	100
27	" あさひ2丁目線	C	225	400	(400)	機械除雪	町	無										400	機械除雪	町	無	A	225	400	400	100
28	" あさひ1条通り線	C	101	101	(101)	機械除雪	町	無										101	機械除雪	町	無	A	101	101	101	100
29	" 中頓別駅前線	B	466	931	(931)	機械除雪	町	無										931	機械除雪	町	無	A	466	931	931	100
30	" 新ふるさと通り線	C	256	513	(513)	機械除雪	町	無										513	機械除雪	町	無	A	256	513	513	100
31	" 旭台宮下線	C	290	290	(290)	機械除雪	町	無										290	機械除雪	町	無	A	290	290	290	100
計			8,376	11,061	11,061						4,096							6,965					8,376	11,061	11,061	
合計			10,675	15,199	15,199						4,096							6,965					10,675	15,199	15,199	100

※()内は除雪ドーザ、大型ロータリーで除雪している。

【<上段>当初計画】
【<下段>実 績】

【<上段>当初計画】
【<下段>見直計画】

(6)除雪機械整備

機械については、除雪作業の主体となるものであり、地域により機種、配置など異なるが、現有機械、配置などを勘案しつつ、実態に即した手順を持って計画を策定する。

- 除雪機械の選定、必要台数を検討する。
- 保有機械と基地及び配置の再配分の可能性について検討する。
- 町営、委託など除雪形態を選定する。
- これらの検討の結果、増強、更新、機種変更の必要台数を求める。

段階的除雪機械の整備台数

整備プログラムにより短期、長期における機械除雪延長の拡大に伴い、機械の段階的整備計画を表3－6に示す。

表3－6 官民歩道除雪機械整備台数

	現況			短期（7年度～11年度）					長期（12年度以降）				
	除雪 延長	官側 （台）	委託 （台）	除雪 延長	官側		委託		除雪 延長	官側		委託	
					増強 （台）	更新 （台）	増強 （台）	更新 （台）		増強 （台）	更新 （台）	増強 （台）	更新 （台）
国 道	18.2 k m	1											
道 道	3.7 k m	1											
町 道	(12.5 k m)			4.1 k m	1				7.0 k m	1			
合 計	21.9 k m	2		4.1 k m	1				7.0 k m	1			

※現況除雪延長とは町内全域の機械除雪のべ延長を示す。

※（）内は大型ロータリー除雪機等による除雪延長を表す。

（上段）当初計画、（下段）実施

4. 住民協力

1) 実施体制

雪みち計画の実施については、地域住民に密着する問題であり、住民の協力を得る努力をすることが重要な課題である。

中頓別町においては市街地区の中心部（商業地域）を街並み整備事業として年間を通したまちづくりをめざしている。冬期間は特に、商業地域では快適な買い物や歩道空間の確保を図る上でも効果は高い。このように最適の施設が選定されたならば、その施設を最大限に有効とするべく方法を取らなければならない。

したがって、“雪みち計画”を円滑に運営するために積極的に住民要望を取り入れると共に、住民側も要望実現に向けて住民協力を組織化した体制を構築していくことが必要である。

2) 住民のあり方

歩道の除排雪は、地域住民の生活と密接な関係を持っており、“雪みち計画”事業においても住民の要望を取り入れ、積極的な住民協力を組み入れていくこととする。また、住民側においても要望反映と協力の体制を、現行組織の自治会活動の中に位置づけする。

以上のことは、“雪みち計画”事業の最大のものとされるが、歩道の除雪は交通安全施設や防災空間の確保として、町の活性化を図るコミュニティ空間として、地域住民に密着したものであり、目的、問題解決のため住民自らが理解を示し、積極的にあらゆる問題点を改善していく姿勢が必要である。

3) 歩道除雪の認識

- (1) 屋根雪処理、居住区内の除排雪との関連が大きい。
- (2) 受益範囲がある程度特定できる（歩道利用者、冬期居住環境の向上）
- (3) 克雪意識の高揚と住民参加の方向の中で歩道除雪を位置づける必要がある。
- (4) “雪みち計画”事業における協議会は、新たな住民協力の基礎として位置づけ、行政と住民の役割を明確にして実施運営されていく必要がある。

4) 住民協力の事例

(1) 中心商店街

- ・ 町の除雪とタイアップして住民協力として手作業、小型除雪機などによる除雪を行う。
また、歩道上に除雪の妨げになる障害物を出さない。
- ・ 町が実施する排雪作業時まで、排雪運搬を商店街側に協力してもらう。

(2) 住民密集地

- ・ 除雪機械が入れない歩道については除雪を手作業で実施する。
- ・ 町の除雪車が遅延した場合の通園、通学路の歩道の除雪を手作業で実施する。
- ・ 車道、歩道上の除雪障害物の除去。
- ・ 堆雪場所としての空き地の提供。

5) 道路敷地外の雪処理

歩道除雪を実施する時、直面する問題として屋根の雪処理、宅地内の雪処理の問題がある。

歩道除雪対象路線においては、原則として歩道上への屋根雪の投棄を一切禁止、止むを得ず歩道を一時の堆雪場所とせざるを得ない時は、直ちに除去する事とする。住宅連担地区として、この問題は重要課題であるので、その方策を記する。

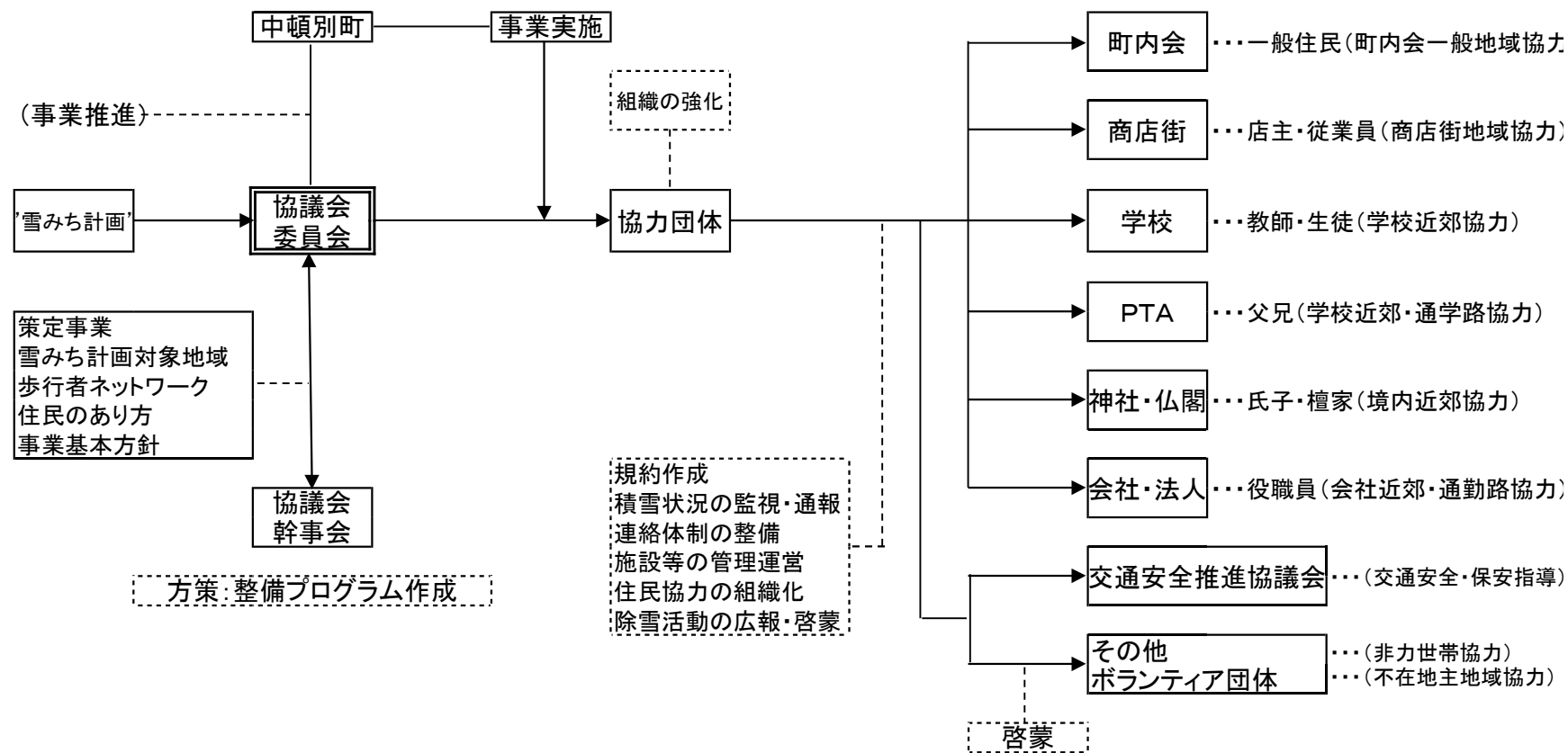
- 歩道への屋根雪の投棄を禁止する。
- 地区毎に、また町内会毎に日時を定め、屋根雪の除雪処理を行い、併せて歩道上の二次排雪をする。機械及び排雪トラック等は自治体が貸与し、経費分担等を明確にする。
- 住宅連担地区には、屋根からの雪止め施設（無落雪住宅等）の徹底。
- 労働力のない世帯への助力（ボランティアチームの結成）
- 歩道に隣接する面が広いガソリンスタンド、工場、商店及び駐車場等の施設による歩道上への雪の投棄、押し出しを禁止する。

6) 住民の組織体制

”雪みち計画”に基づき除排雪計画を行うものであるが、その実施にあたっては、地域住民の助力がなくては計画の進行が困難である。したがって、住民の組織体制の確立は重要であり確固たるものにしなければならない。次項は中頓別町における”雪みち計画”の住民組織のフロー図により、役割分担を明確にするものである。

図4-1

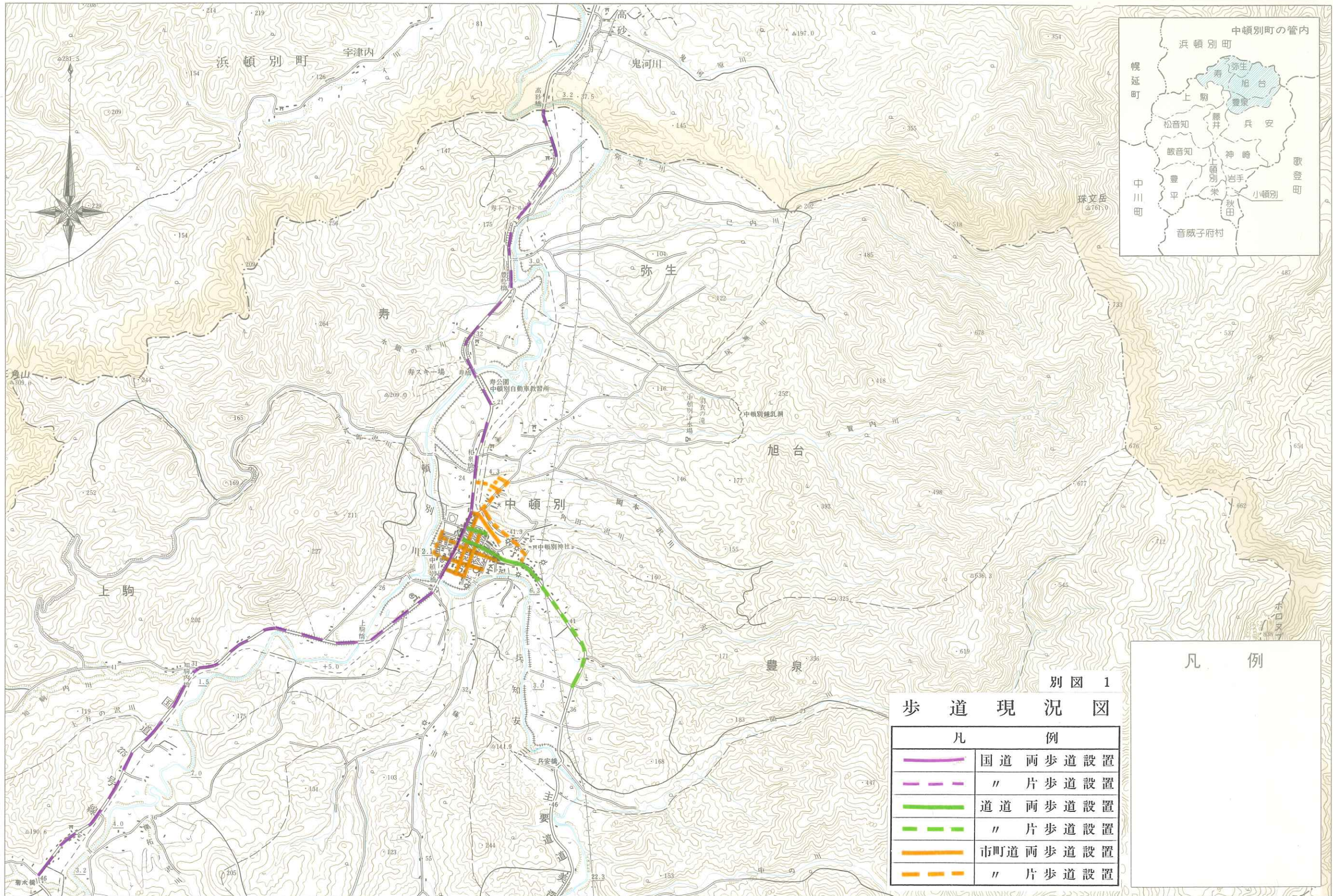
中頓別町住民協力体制までの流れ図



中 頓 別 町

1 : 50,000

1000m 0 1000 2000



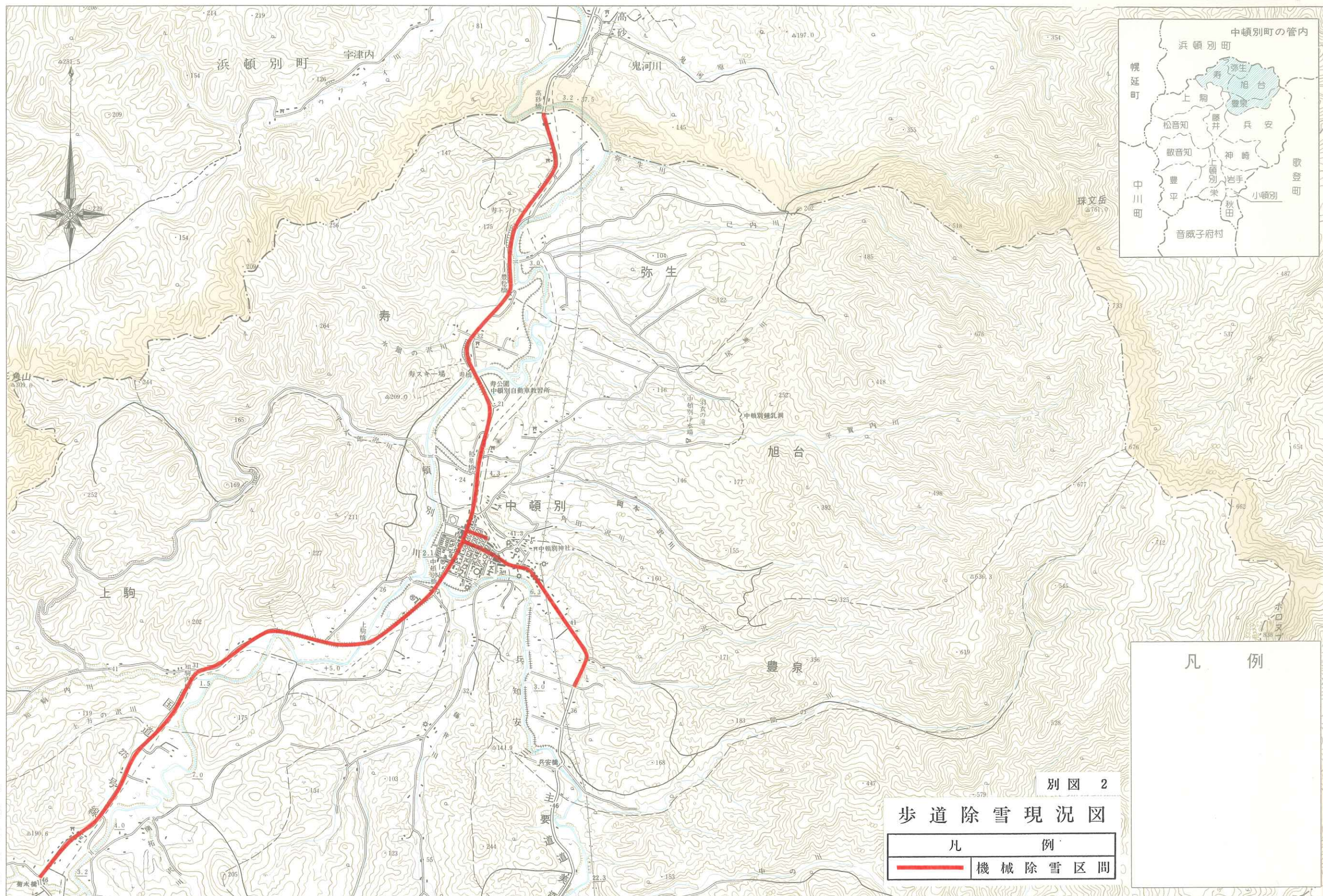
凡 例

別 図 1

歩 道 現 況 図

凡 例	
	国 道 両 歩 道 設 置
	" 片 歩 道 設 置
	道 道 両 歩 道 設 置
	" 片 歩 道 設 置
	市 町 道 両 歩 道 設 置
	" 片 歩 道 設 置

中 頓 別 町



別圖 2

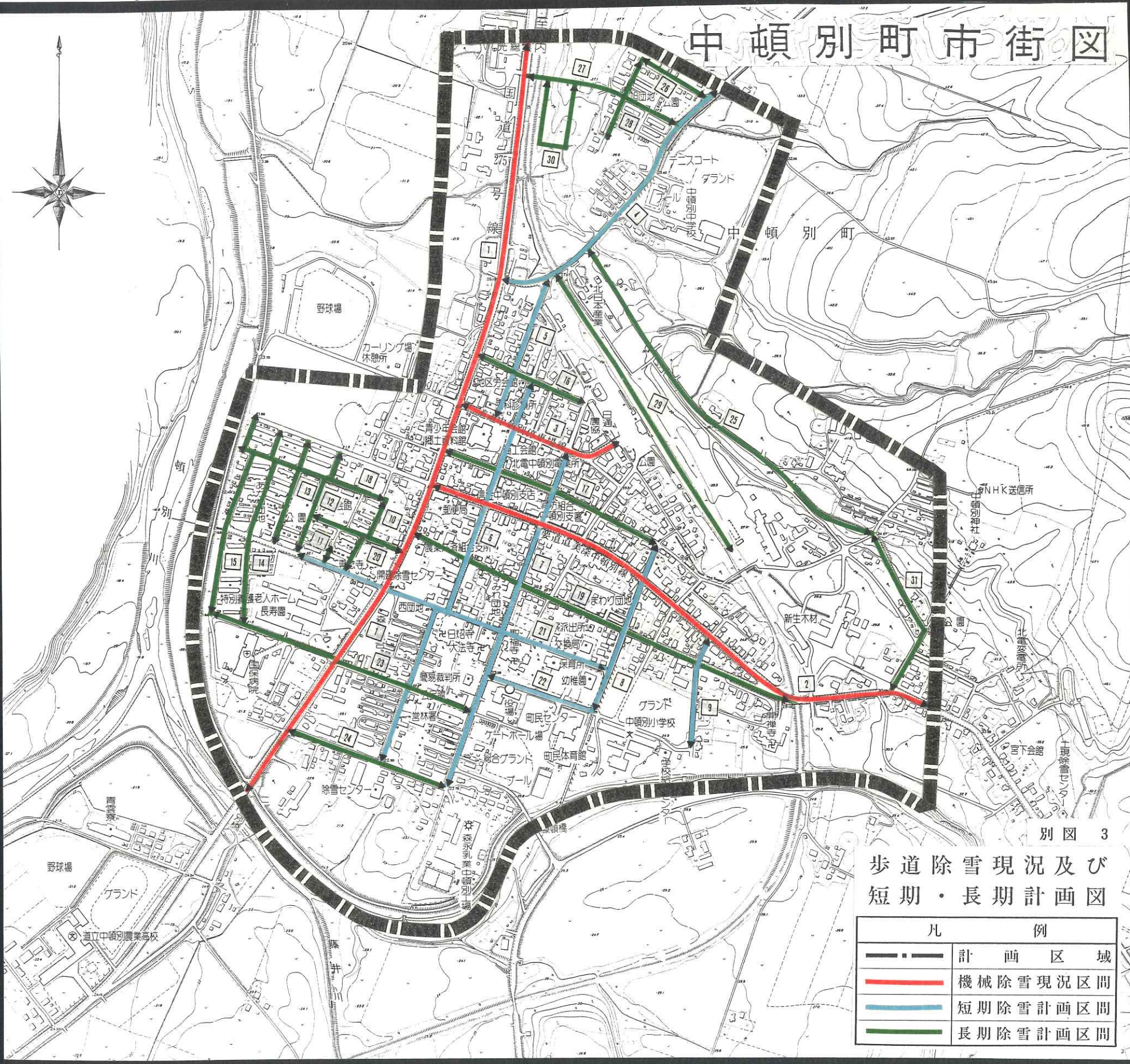
歩道除雪現況図

凡 例

機械除雪区間

凡 例

中頓別町市街図



別図 3

歩道除雪現況及び
短期・長期計画図

凡 例	
— — — — —	計 画 区 域
— — — — —	機械除雪現況区間
— — — — —	短期除雪計画区間
— — — — —	長期除雪計画区間